

答弁書第一二八号

内閣参質一九三第一二八号

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員有田芳生君提出拉致問題に対する政府方針の二面性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出拉致問題に対する政府方針の二面性に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの先の答弁書（平成二十九年一月三十一日内閣参質一九三第七号。以下「七号答弁書」という。）及び先の答弁書（平成二十九年五月二十三日内閣参質一九三第一〇九号。以下「一〇九号答弁書」という。）については、外務省において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について

お尋ねの参議院議員中山恭子君提出政府の拉致被害者救出に向けた施策に関する質問に対する答弁書（平成二十九年三月二十一日内閣参質一九三第五〇号。以下「五〇号答弁書」という。）については、内閣官房において起案し、内閣官房においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

四から六までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、北朝鮮による拉致問題については、七号答弁書一から六までについて、五〇号答弁書一及び二について及び一〇九号答弁書一、二、四及び五についてでお答えした

とおりに組んでいるところである。